

小浜市要介護認定等の資料提供に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定、要支援認定または介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる被保険者の確認（以下「要介護認定等」という。）に係る資料（以下「要介護認定等資料」という。）を、当該要介護認定等を受けた者（以下「本人」という。）、親族その他の関係者に提供することについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(要介護認定等資料の提供目的)

第2条 要介護認定等資料の提供は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める目的の範囲内において行う。

- (1) 第4条第1号から第4号までに掲げる者（以下「本人および親族等」という。） 要介護認定等の手続の透明性を高め、介護保険事業への信頼を確保すること。
- (2) 第4条第5号から第12号までに掲げる者（以下「事業者」という。）次に掲げる事項を実施し、介護保険事業の適切な運営に資すること。
 - ア 法第8条第24項に規定する居宅サービス計画の作成
 - イ 法第8条第26項に規定する施設サービス計画の作成
 - ウ 法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成
 - エ 法第115条の45第1項第1号ニに定める第一号介護予防支援事業である介護予防・日常生活支援総合事業
 - オ 認知症日常生活自立度を基準とした加算における日常生活自立度の決定（次条第3号に掲げる資料を提供する場合に限る。）
 - カ その他アからオまでに類するもの

(提供対象資料)

第3条 要介護認定等資料の提供は、次の各号に掲げる資料の写しの交付により行うものとする。ただし、第3号の資料の提供は、事業者に限るものとする。

- (1) 認定調査票
- (2) 法第27条第3項に規定する主治の医師の意見書(以下「主治医意見書」

という。)

- (3) 基本チェックリスト（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準を確認するための質問項目およびそれに対する回答をいう。)

(要介護認定等資料の提供対象者)

第4条 前条の要介護認定等資料の提供は、次の各号に掲げる者からの申請に基づいて行うものとする。

- (1) 本人
- (2) 認知症または身体が不自由なために申請することができない本人の親族（個人情報保護に関する法律第69条第2項第4号に該当する場合に限る。)
- (3) 本人が成年被後見人の場合における法定代理人
- (4) 本人から委任を受けた本人を介護する者（第2号の親族を除く。)
- (5) 本人と法第8条第24項に規定する居宅介護支援の提供に係る契約を締結している指定居宅介護支援事業者
- (6) 本人と法第8条第11項に規定するサービスの提供に係る契約を締結している指定特定施設入居者生活介護事業者
- (7) 本人と法第8条第26項に規定する施設サービスの提供に係る契約を締結している介護保険施設
- (8) 本人と法第8条第14項に規定する地域密着型サービスの提供に係る契約を締結している指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者または指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者
- (9) 本人と法第8条の2第16項に規定する介護予防支援の提供に係る契約を締結している指定介護予防支援事業者または当該指定介護予防支援事業者から当該介護予防支援の提供に係る委託を受けた指定居宅介護支援事業者
- (10) 本人と法第115条の45第1項第1号ニに定める第一号介護予防支援事業である介護予防・日常生活支援総合事業に係る契約を締結している地域包括支援センター設置者または当該地域包括支援センター設置者から当該介護予防ケアマネジメントの提供に係る委託を受けた指定居宅

介護支援事業者

(11) 本人と法第8条の2第9項に規定するサービスの提供に係る契約を締結している指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者

(12) 本人と法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスの提供に係る契約をしている指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者

(申請手続)

第5条 前条に規定する申請を行おうとする次の各号に掲げる者（以下「申請者」という。）は、当該各号に定める申請書に別表に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1) 本人および親族等 要介護認定等資料提供申請書（本人・家族用）（様式第1号）

(2) 事業者 要介護認定等資料提供申請書（事業者用）（様式第2号）

2 前項第1号の規定により申請を行う場合において、本人が身体上の理由その他やむを得ない理由により申請書の本人同意欄にその氏名を記載できないときは、代筆者が本人に対して申請書の内容に相違がないことを確認し、および代筆することについて本人の同意を得た上で、本人の氏名、代筆者の氏名および代筆者と本人との続柄を記載するものとする。ただし、本人から申請者に対して、本人の要介護認定等情報の提供に係る委任状があるときは、申請書の本人同意欄への記載を省略することができる。

(要介護認定等資料の提供)

第6条 前条に基づく申請を受けたときは、特段の事情がある場合を除き、速やかに申請に係る要介護認定等資料の写しの交付を行うものとする。

2 本人の要介護認定等の申請に係る認定審査会の審査判定が終了するまでは、第1項の規定にかかわらず、当該要介護認定等資料の提供を行わないものとする。

3 要介護認定等資料の提供は、無料とする。

(要介護認定等資料の提供の制限)

第7条 第5条に基づく申請が次の各号に該当すると認められるときは、前条第1項の規定にかかわらず、要介護認定等資料は提供しない。ただし、第2号に該当する場合にあっては、該当する部分を除いた部分を提供することができる。

- (1) 第2条に規定する目的以外の目的に要介護認定等資料を使用すると認められるとき。
- (2) 要介護認定等資料の提供を行うことにより、本人の生命、身体、健康、財産等の保護または市民生活の安全の確保に支障が生じ、または生じるおそれがあると認められるとき。

(要介護認定等資料の提供を受けた者の遵守事項)

第8条 この要綱の規定により要介護認定等資料の提供を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 提供を受けた要介護認定等資料に係る情報を第2条に規定する目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 要介護認定等資料に係る情報を本人の同意を得ることなく本人以外の者に知らせまたは提供しないこと。
- (3) 事業者にあつては、要介護認定等資料の提供を受けた事業者の職員その他の従業者または職員その他の従業者であつた者が、前2号に定める行為を行わないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 本人の同意を得ることなく、提供を受けた要介護認定等資料を第2条に規定する目的以外の目的により複製しないこと。
- (5) 提供を受けた要介護認定等資料の漏えい、改ざん、滅失または毀損その他の事故を防止するために必要な措置を講ずること。
- (6) 事業者にあつては、第4条第5号から第11号までに定める契約が終了した場合その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複製したものを含む。）を本人に提出し、または廃棄すること。
- (7) 本人または市から提供を受けた要介護認定等資料の提示または返還を求められたときは、これに応じること。

(遵守事項違反に対する措置)

第9条 この要綱の規定により要介護認定等資料の提供を受けた者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかつたときは、第6条第1項の規定にかかわらず、要介護認定等資料の提供を行わないことができる。

(地域包括支援センター等への情報提供の特例)

第10条 要介護認定等資料の提供に係る本人の同意があるときは、法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターに対し、要介護認定等資

料に係る情報を提供することができる。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表

申請者の区分	申請書に添える書類
<p>本人 (第4条第1号)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(以下「マイナンバーカード」という。)、運転免許証、旅券その他本人の顔写真が貼付された本人の身分を確認できる官公署が発行した書類その他本人の身分を確認できる書類</p>
<p>家族 (第4条第2号)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本人の介護保険被保険者証もしくはその写しまたは介護保険要介護・要支援認定等結果通知書その他本人が介護認定を受けたことを確認できる書類またはその写し 2 マイナンバーカード、運転免許証、旅券その他申請者の顔写真が貼付された申請者の身分を確認できる官公署が発行した書類その他申請者の身分を確認できる書類
<p>法定代理人 (第4条第3号)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 マイナンバーカード、運転免許証、旅券その他申請者の顔写真が貼付された申請者の身分を確認できる官公署が発行した書類その他申請者の身分を確認できる書類 2 後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書または家庭裁判所の審判書および確定証明書 3 権限の範囲が確認できる書類(保佐人または補助人の場合であって、2に掲げる書類で確認することができないときに限る。) 4 社員証、委任状その他担当職員が法人に所属していることが確認できる書類(成年後見人が法人の場合に限る。)
<p>その他代理人 (第4条第4号)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本人の介護保険被保険者証もしくはその写しまたは介護保険要介護・要支援認定等結果通知書その他本人が介護認定を受けたことを確認できる書類またはその写し 2 本人から申請者に対し、要介護認定等資料の提供に係る手続きを行う権限が与えられていることを証する書類(申請書の本人同意欄に署名がない場合に限る。) 3 マイナンバーカード、運転免許証、旅券その他申請者の

	顔写真が貼付された申請者の身分を確認できる官公署が発行した書類その他申請者の身分を確認できる書類
事業者 (第4条第5号から第12号まで)	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業員証その他申請者または来庁者が当該事業者に所属していることが確認できる書類またはその写し 2 市の介護保険システムにおいて本人が利用する事業者であることが確認できない場合にあつては、サービス提供契約書、入所契約書その他介護サービス計画の作成、施設サービス等に係る契約関係等にあることが確認できる書類またはその写し

様式第1号（第5条関係）

要介護認定等資料提供申請書（本人・家族用）

年 月 日

小浜市長 様

私は、小浜市要介護認定等の資料提供に関する事務取扱要綱の規定により要介護認定等資料の提供について次のとおり申請します。なお、提供を受けた情報について、裏面記載の事項を遵守することを誓約します。

申請者	氏名		電話番号	
	住所			
	被保険者との関係	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 同居の親族	<input type="checkbox"/> 同居でない親族
		<input type="checkbox"/> 後見人	<input type="checkbox"/> 代理人	

被保険者	氏名		生年月日		年	月	日
	被保険者番号	0	0	0	0		
	住所						
提供資料	希望する資料	<input type="checkbox"/> 認定調査票 <input type="checkbox"/> 主治医意見書					
	提供方法	<input type="checkbox"/> 写しの交付					
	提供を求める理由	<input type="checkbox"/> 要介護・要支援認定の確認					

本人同意欄	私は、小浜市が保有する私の上記資料について、申請者に提供することに同意します。						
	本人氏名	記入日： 年 月 日	代筆者氏名	本人の同意に基づき本人同意欄に代筆します。	(続柄・関係)		

- ※1 本人同意欄は、申請者が本人以外の場合に記載してください。
 ※2 本人同意欄に本人の自署が困難な場合は、代筆者が本人の同意を得た上で、本人の氏名、代筆者の氏名および本人との続柄・関係を記載してください。
 ※3 申請者に対して要介護認定等資料を提供することについて、委任状により本人の同意があることが確認できる場合は、本人同意欄への記載は不要です。

<市処理欄> ※記入しないでください。

受付印	確認	提供日
	本人 <input type="checkbox"/> 本人確認	月 日
	家族 <input type="checkbox"/> 本人確認 <input type="checkbox"/> 被保険者証等	備考
	法定 <input type="checkbox"/> 本人確認 <input type="checkbox"/> 資格確認	
	他 <input type="checkbox"/> 本人確認 <input type="checkbox"/> 被保険者証等 <input type="checkbox"/> 委任状	

私は、提供を受けた情報について、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 私は、提供を受けた要介護認定等資料に係る情報を本紙表面の提供を求める理由以外の目的に使用しません。
- 2 私は、要介護認定等資料に係る情報を本人の同意を得ることなく、本人以外の者に知らせまたは提供しません。
- 3 私は、本人の同意を得ることなく、提供を受けた要介護認定等資料を本紙表面の提供を求める理由以外の目的により複製しません。
- 4 提供を受けた要介護認定等資料の漏えい、改ざん、滅失または毀損その他の事故を防止するために必要な措置を講じます。
- 5 私は、本人または小浜市から提供を受けた要介護認定等資料の提示または返還を求められたときは、これに応じます。

(注) 上記事項に違反した場合、今後の資料提供が受けられなくなる場合があります。

様式第2号（第5条関係）

要介護認定等資料提供申請書（事業者用）

年 月 日

小浜市長 様

私は、小浜市要介護認定等の資料提供に関する事務取扱要綱の規定により要介護認定等資料の提供について次のとおり申請します。なお、提供を受けた情報について、裏面記載の事項を遵守することを誓約します。

申請者	事業所住所				
	事業所名				
	電話番号		介護支援専門員等		
	事業所種別	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所 <input type="checkbox"/> 介護保険施設 <input type="checkbox"/> 指定サービス事業者 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所			

被保険者	氏名					生年月日	年 月 日				
	被保険者番号	0	0	0	0						
	住所										
提供資料	希望する資料	<input type="checkbox"/> 認定調査票 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 基本チェックリスト									
	提供方法	<input type="checkbox"/> 写しの交付									
	提供を求める理由	<input type="checkbox"/> 介護サービス計画作成のため <input type="checkbox"/> その他									

<市処理欄> ※記入しないでください。

受付印	確認	提供日
	<input type="checkbox"/> 従業員証 <input type="checkbox"/> 照合	月 日
		備考

私は、提供を受けた情報について、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 私は、提供を受けた要介護認定等資料に係る情報を本紙表面の提供を求める理由以外の目的に使用しません。
- 2 私は、要介護認定等資料に係る情報を本人の同意を得ることなく、本人以外の者に知らせまたは提供しません。
- 3 従業員または従業員であった者が、前2号に定める行為を行わないよう必要な措置を講じます。
- 4 私は、本人の同意を得ることなく、提供を受けた要介護認定等資料を本紙表面の提供を求める理由以外の目的により複製しません。
- 5 提供を受けた要介護認定等資料の漏えい、改ざん、滅失または毀損その他の事故を防止するために必要な措置を講じます。
- 6 本人との介護サービスに係る契約が終了した場合その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに資料（複製したものを含む。）を本人に提出し、または廃棄します。
- 7 私は、本人または小浜市から提供を受けた要介護認定等資料の提示または返還を求められたときは、これに応じます。

(注) 上記事項に違反した場合、今後の資料提供が受けられなくなる場合があります。